　第３９号議案

　　品川区手数料条例の一部を改正する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和３年６月２３日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　濱　　野　　　健

　　　品川区手数料条例の一部を改正する条例

　品川区手数料条例（平成１２年品川区条例第５号）の一部を次のように改正する。

　別表⑵の表２１の項を削る。

　別表⑷の表３０の項中「第１２条第２項」を「第１２条第４項」に改め、同表３２の項中「第１３条第３項」を「第１３条第４項」に改め、同表３４の項中「第１４条第９項」を「第１４条第１５項」に改め、同表３６の３の項中「第３９条第４項」を「第３９条第６項」に改め、同表３６の４の項中「第１条の５第１項」を「第２条の３第１項」に改め、同表３６の５の項中「第１条の６第１項」を「第２条の４第１項」に改める。

　　　付　則

　この条例は、令和３年９月１日から施行する。ただし、別表⑷の表の改正規定は、同年８月１日から施行する。

　（説明）個人番号カードに関する再交付手数料を廃止するほか、規定を整備する必要がある。